

## 新公共調達制度の一部改定について

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が平成17年に施行されたことに伴い、和歌山県も昨年6月に新公共調達制度を導入し、予定価格3千万円以上の全ての建設工事に総合評価方式を導入しましたが、県議会や業界団体等のご意見を踏まえ、総合評価方式の内容について一部改定を行います。

なお、今後とも県民、事業者、業界団体のご意見を幅広くお聴きし、よりよい制度となるよう取り組んでいきます。

### 改定のポイント

#### (1) 総合評価方式

- ・技術評価点と入札価格のバランスを適正化  
(加算点の合計を約半分に圧縮)
- ・総合評価方式における企業の実績評価を廃止  
(地域貢献の得点を相対的に重視)
- ・技術提案の評価点数について、必要に応じ当該業者の結果について説明

#### (2) 適正な積算・発注

- ・原則として、諸経費については当該工事単体の諸経費とし他の工事との諸経費調整は行わない  
(平成20年12月12日付 課長通知)
- ・現場条件を反映した適正な積算  
(平成21年 1月16日付 課長通知)
- ・生コンクリート、アスファルト合材、骨材については、年2回の単価見直しを1月からは2ヶ月に1回実施  
(平成21年 1月15日 改定済)
- ・県内業者で履行可能な工事は県内業者へ発注することを原則とする  
(平成21年 1月16日付 課長通知)

※ なお、今回の改定に関連して、緊急に経済対策を行う観点から20年度内発注工事に限り、予定価格5千万円以上1億円未満の工事については特別簡易型を適用（現在は簡易型を適用）することにより、入札手続期間を短縮して早期発注に努める。

※新公共調達制度についてのご意見・要望は相談窓口（各振興局建設部と技術調査課等に設置）で対応しています。

## 総合評価方式の改定について

### 総合評価方式

- ・ 計算方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点 (基礎点 (100点) + 加算点)}}{\text{入札価格}}$$

- ・ 落札者 評価値の一番高い者を落札者とする。

- ・ 加算点

【標準型】(予定価格1億円以上) 加算点25点

加算点= 具体の技術提案+企業の施工能力+配置予定技術者の能力+地域貢献

【簡易型】(予定価格5千万円以上1億円未満) 加算点20点

加算点= 簡易な施工計画+企業の施工能力+配置予定技術者の能力+地域貢献

【特別簡易型】(予定価格3千万円以上5千万円未満) 加算点15点

加算点= 企業の施工能力+配置予定技術者の能力+地域貢献

### 改定の内容

- ・ 価格差があっても逆転する機会が多いため、技術評価点と入札価格のバランスを適正化。
- ・ 企業の工事实績の評価については、新業者評価制度に集約し、総合評価では評価しない。
- ・ 地域の防災や雇用を担う建設業者の健全な育成を図るため、地域貢献の得点を重視。
- ・ 加算点の変更

標準型 25点 → 12点

簡易型 20点 → 9点

特別簡易型 15点 → 7点

### 適用時期

平成21年2月19日公告分の建設工事から適用する。

なお、20年度内発注工事に限り、緊急に経済対策を行う観点から、予定価格5千万円以上1億円未満の工事については、特別簡易型を適用することにより入札手続き期間を短縮して早期発注に努める。

## 新公共調達制度についての主なご意見

1月28日（水）から2月5日（木）の期間、振興局単位で業界団体から意見を聴いたところ、主な意見は以下のとおりです。

### **（１）総合評価方式**

- 価格差があっても技術点で逆転するが多い。
- 企業の工事实績は、新業者評価制度ですでに評価済みであり、二重の評価となっている。
- 地域内の業者の保護のため地域外からの参入を制限するか、総合評価における地域貢献の加点を大きくしてほしい。
- 総合評価の技術提案についての評価結果を説明してほしい。
- ・総合評価方式の適用範囲を変更（縮小／拡大）してほしい。

### **（２）適正な積算**

- 諸経費や二次製品等適正な積算をしてほしい。
- 単価が安い（生コンクリート、アスファルト合材）